

新宿区大規模マンション及び開発事業に係る市街地環境の整備に関する
条例施行規則第3条第4号に係る基準を定める要綱

令和8年3月24日
7 新都住居第1938号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新宿区大規模マンション及び開発事業に係る市街地環境の整備に関する条例施行規則(令和8年新宿区規則第22号。以下「規則」という。)第3条第4号に規定する子育て支援に係る基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、新宿区大規模マンション及び開発事業に係る市街地環境の整備に関する条例(令和8年新宿区条例第31号)で使用する用語の例による。

(子育て支援に係る基準)

第3条 規則第3条第4号に掲げる区長が別に定める基準は、別表に定めるとおりとする。

別表

事項	内容
教育・保育施設	当該建築物の建築により、床面積が40㎡以上である住戸が100戸以上設置される場合その他区長が必要と認める場合は、教育・保育施設(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する教育・保育施設(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園を除く。)をいう。以下同じ。)の設置を検討すること。ただし、区長が必要がないと認める場合を除く。
放課後児童健全育成事業所	当該建築物について、次のいずれかに該当する場合は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)第5条第5項に規定する放課後児童健全育成事業所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の設置を検討すること。 (1) 当該建築物の敷地に最も近い学童クラブ(新宿区学童クラブ条例(平成12年条例第31号)第1条に規定する学童クラブをいう。以下同じ。)について、新宿区学童クラブ条例施行規則(平成12年新宿区規則第105号)第2条に定める定員を超えた登録がされているとき。 (2) 当該建築物の建築により、床面積が40㎡以上である住戸が100戸以上設置される場合その他区長が必要と認める場合。ただし、区長が必要がないと認める場合を除く。
子育て支援環境	当該建築物が鉄道駅等に附設し、又は近接する場合その他交通利便性が高いと区長が認める場合であって、小学校就学前の児童(以下「未就学児」という。)とその保護者が当該建築物を訪れる可能性が高いと区長が認めるときは、次の設備等の設置を検討すること。 (1) 授乳、おむつ交換等を行うことができる設備及び場所

	(2) 保護者及び未就学児が短時間滞在するための設備及び場所 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、建築物の敷地周辺の状況に応じ、子育て支援に資するものとして区長が必要と認める取組等を行うための設備及び場所
--	--

備考

- 1 教育・保育施設は、1階に設けること。ただし、これにより難いと区長が認める場合を除く。
- 2 各施設が児童福祉法、建築基準法、消防法（昭和 23 年法律 186 号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）等の関係法令に定める建物及び設備に関する基準に適合していることを事業者が常に確認すること。

附 則

この要綱は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。